

## 2011年度協約・協定改訂第7回団体交渉 一部前進を勝ち取る！

### 持ち帰り検討し、再申し入れ！

9月15日、協約・協定改訂第7回団体交渉を行ない、会社の最終回答がありました。回答は、12時間40分にも及ぶ議論など粘り強く交渉を行った結果、一部前進を勝ち取ることができました。しかし、まだまだ組合員が満足する回答にはなっていません。したがって本部は持ち帰り検討した結果、再申し入れを行うこととしました。さらなる前進に向けて粘り強く闘い続けます。

#### 会社回答

##### 【協約の改訂に関する事項】

1. ボランティア休暇の新設
2. 忌引休暇の付与方法の変更
3. 運転手当及び営業手当の支給要件の変更
4. 定年前早期退職願い出期間の廃止
5. 私傷病欠勤及び病気休職に係る取扱の明示
6. 基本協約の条文の改定

##### 【制度等の改正に関する事項】

1. 第三者暴力に対する特別補償の新設
2. 休職者を復職のための面談等で呼び出す場合の交通費支給

**速報！協約・協定会社回答！**